

〔様式 2〕

建築基準法第46条に基づく壁面線の指定の申し出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

私たちは、（地番全筆記入）において、別添図書のとおり、建築基準法第46条第1項に基づく壁面線の指定を申し出ます。

また、壁面線が指定された際には、別紙建築基準法第46条に基づく壁面線指定に際しての遵守事項を守ります。

なお、この壁面線の指定を申し出ている区域内に私たち以外の他の土地の所有者又は借地権者は存在しません。

〔申し出者の代表者〕

住所 _____
（地名地番） _____
氏名 _____ 印

上記以外の申し出者	所有権、借地権の別
住所 _____ （地名地番） _____ 氏名 _____ 印	
住所 _____ （地名地番） _____ 氏名 _____ 印	
住所 _____ （地名地番） _____ 氏名 _____ 印	
住所 _____ （地名地番） _____ 氏名 _____ 印	

〔別紙〕

建築基準法第46条に基づく壁面線の指定に際しての遵守事項

1. 隣地境界線と壁面線との間の空地においては、原則、採光、通風等を妨げるものの設置は禁じられており、常時、環境空地として適切に維持管理しなければなりません。
2. この壁面線の指定を受けた際に設置する標示板、ステッカーについて、適切に維持管理しなければなりません。
3. この壁面線の指定を受けた区域内で同法第53条第4項の規定に基づく建ぺい率の許可を受ける場合は、別途、特定行政庁（大阪府）の許可が必要です。また、同許可を受けたものを増築、改築する場合についても手続きが必要となります。
4. 壁面線の指定を受けた敷地において建築物等の増築等を行う場合は、この壁面線内の既設の建築物等について撤去しなければなりません。
5. この壁面線の指定により、指定を受けた区域内の全ての建築行為が認められるものではなく、建築基準法その他関係法令を遵守して下さい。
6. この壁面線の指定の廃止は、廃止することにより違法な状態が出現しない場合にのみ認められます。その際には、指定時と同様の手続きが必要となります。
7. この壁面線の指定を受けた区域内の土地の所有権又は借地権を有する者は、壁面線を指定した旨の大阪府告示、建築基準法第46条による壁面線の指定の発意書の写し及びその添付図書の写しを各自の責任において適正に保管し、土地又は建築物を転売、譲渡又は賃貸する場合は、相手方にこれらを承継し、説明を行わなければなりません。